

## 共通到達度確認試験(仮称)試行試験の実施に向けた体制

- 法曹養成制度関係閣僚会議決定(平成25年7月16日)において、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指すこととされた。
- これを受け、文部科学省では中教審法科大学院特別委員会の下にワーキング・グループを設け、基本設計を提示(平成25年11月22日)したところ。
- 現在、文部科学省では、法科大学院と連携しつつ、共通到達度確認試験システムの構築に向けて、以下の体制で検討を進めているところである。

### 文部科学省

#### ▶ 共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議

(27.1.15 高等教育局長決定)

- 法科大学院が実施する試行試験の結果を踏まえた基本設計の改訂
- 試行試験の在り方に関する検討
- 試行試験の実施状況のフォローアップ

など

相互に連携

### 法科大学院

#### ▶ 基本設計に基づく試行試験の実施

(平成26年度は文部科学省委託費により実施)

- 試行試験の実施方針の作成
- 試行試験問題の作成
- 試行試験の実施、採点及び結果の分析

など

※ 本調査検討会議の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、関係省庁等とも連携。